

## 令和5年度第2回宮城県内水面漁場管理委員会議事録

### 委員会の招集

- (1) 招集者 会長 小野寺 秀也  
(2) 発送年月日 令和5年8月1日(火)

### 委員会の開催

- (1) 日 時 令和5年8月8日(火)  
○開会 午後2時00分  
○閉会 午後3時40分  
(2) 場 所 宮城県行政庁舎11階 第二会議室

### 議題

- (1) 審議事項  
イ 共同漁業権の免許申請者の適格性について  
ロ 遊漁規則の認可について  
(2) 協議事項  
うなぎ稚魚漁業許可処分取扱方針について  
(3) 報告事項  
イ 全国内水面漁場管理委員会連合会令和5年度通常総会について  
ロ 第5種共同漁業権の免許条件に係る令和5年度増殖事業計画  
(江合川漁業協同組合) について  
(3) その他

### 出席委員

会長	小野寺 秀也	委員	十二村 實
会長代理	千葉 勝美	〃	高橋 清孝
委員	菅原 <sup>はじめ</sup> 元	〃	棟方 有宗
〃	大越 和加	〃	菅原 <sup>はじめ</sup> 元

### 欠席委員

委員	高橋 計介	委員	眞壁 一良
----	-------	----	-------

執行部出席者 別紙のとおり

【委員会の概要】

○事務局 高橋総括課長補佐

定刻となりましたのでただ今から、令和5年度第2回宮城県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

はじめに本日の委員の出席状況は、8名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の御挨拶を小野寺会長からお願いいたします。

○小野寺会長

(挨拶)

○水産業振興課 高橋総括課長補佐

ありがとうございました。続きまして、宮城県水産林政部長谷川副部長から御挨拶申し上げます。

○水産林政部 長谷川副部長

(挨拶)

○水産業振興課 高橋総括課長補佐

ありがとうございました。

それでは議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

配布しております資料は、右上に番号を振ってございます。

資料1といたしまして、審議事項(1)「共同漁業権の適格性について」、資料2といたしまして、審議事項2「遊漁規則の認可について」、資料3といたしまして、協議事項「うなぎ稚魚漁業許可処分取扱方針について」、資料4といたしまして、報告事項(1)「全国内水面漁場管理委員会連合会令和5年度通常総会について」、資料5といたしまして、報告事項(2)「第5種共同漁業権の免許条件に係る令和5年度増殖事業計画(江合川漁業協同組合)について」、その他といたしまして、「令和6年度提案項目素案及びアンケート調査について」以上6種類の資料となっております。

御確認いただき、不足等がありましたら事務局までお声がけください。

それでは議事に入らせていただきます。小野寺会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○小野寺会長

それでは、まず議事に先立ちまして、議事録署名委員の指名を行いたいと思います。本日の議事録署名委員として、4番の十二村委員と8番の大越委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【審議事項 1】

○小野寺会長

はじめに、審議事項（1）「共同漁業権の免許申請者の適格性について」を上程いたします。県から説明をお願いいたします。

○水産業振興課 阿部課長

審議事項（1）「共同漁業権の免許申請者の適格性について」御説明いたします。

ただいま会長からも挨拶の中でお話ございました、令和5年の漁業権一斉切替えにつきましては、先の5月の内水面漁場管理委員会におきまして、内水面の漁場計画について御審議をいただいたところでございます。計画につきましては、原案どおりで差し支えないという答申をいただいております。このことから県では5月30日付けで漁場計画と免許申請期間を公示いたしまして、7月30日までの免許申請を受付けいたしました。その結果、公示いたしました全ての漁業権に対しまして、免許申請がございましたので、漁業法第171条第4項で準用いたします第70条の規定、免許するにあつては内水面委員会の意見を聴くという規定がございます。

本日は免許申請者の適格性について御審議をいただくものでございます。

詳細説明につきましては、担当から説明申し上げます。

○水産業振興課 阿部主事

資料1を用いて説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、こちらが内水面漁場管理委員会宛ての諮問文書の写しになります。

続きまして、「共同漁業権の免許申請者の適格性について」という資料を1枚めくっていただき、共同漁業権の免許申請状況について御覧ください。5月30日に公示いたしました内水面漁場計画に対して、それぞれ設定した漁場の全てに申請がございまして、第5種共同漁業権は23件、17漁協から、第1種共同漁業権は6件6漁協から申請がありまして、合わせて29件の申請でございました。

続きまして、免許までの流れでございますが、県では免許申請を受付けましたので、漁業法に基づき、審査を行いまして、後ほど説明させていただきます一覧表を作成しております。委員さんには審議事項（2）遊漁規則の認可も同様でございますが、ふたつの議題について御審議いただければと思います。

まずは、法律関係について説明させていただきますのでクリップ止めされている参考資料とあります「漁業権関係条文の抜粋」を御覧ください。

第72条免許の適格性についてという部分を簡単に説明させていただきます。内水面の適格性につきましては、第72条第2項2号で規定されておりまして、関係地区内に住所を有し、1年に30日以上水産動植物を採捕、養殖、漁業を営んでいる方が属している世帯数の3分の2以上が組合員の属する世帯数ということであれば、適格性を有しているということになります。

それでは、A4横書きの「第5種共同漁業権免許申請者適格性調書」を御覧ください。左から順に漁場計画番号、漁場名称、関係地区、申請者、そして適格性の審査を記載しております。一例を挙げさせていただきますと内共第1号に申請のあった気仙沼大川漁協さんで

は、申請書の方で確認いたしまして、関係地区の総世帯数のうち組合員の方が3分の2以上いらっしゃるか確認したところ、当該関係地区の総世帯数24名に対しまして、組合員の世帯数が24名ということで、3分の2以上の適格性を有していると審査しております。同様に内共第2号以降も3分の2以上となっておりますので適格性を有していると判断できますので2ページ及び3ページも同様に適格性を有しているため免許する方向で考えております。以上が第5種共同漁業権になります。

続きまして、2ページの第1種共同漁業権でございますが、内共第31号の長沼漁協さんから内共第36号の宮城県漁協仙南支所（亙理）さんまで審査しまして、全ての漁協で組合員の世帯数が適格性を有していると判断し、免許する方向で考えております。

審議事項（1）「共同漁業権の免許申請者の適格性について」は以上になります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小野寺会長

県からの説明が終わりましたので、審議に入ります。

御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

これは先の10年前で認可されていた漁業権と同じことと考えていいですか。

○水産業振興課 阿部主事

資料の2ページを御覧いただきたいのですが、第1種共同漁業権の方で内共第36号を新たに漁場計画で作成させていただきまして、そこに申請があった宮城県漁業協同組合さんの方から申請がありました。

○小野寺会長

分かりました。ありがとうございました。

よろしいですか。

なければ、諮問のあった「共同漁業権の免許申請者の適格性について」は、原案どおり差し支えない旨答申するということでよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし

○小野寺会長

ありがとうございます。それでは異議なしと認め、令和5年8月4日付け水振第399号で諮問のあったこのことについては、原案どおり差し支えない旨答申することといたします。

事務局については手続きよろしくお願いいたします。

【審議事項 2】

○小野寺会長

それでは、次の審議事項に移ります。審議事項（2）「遊漁規則の認可について」上程いたします。県から説明をお願いいたします。

○水産業振興課 阿部課長

審議事項（２）「遊漁規則の認可について」御説明いたします。

内水面の漁業権には、漁業権行使規則と遊漁者を対象とした遊漁規則がございます。漁業者、組合員の方が漁業を行う場合のルールを定めている漁業権行使規則につきましては、直接県が審査をし、認可をする手続きとなっておりますが、第５種共同漁業権に係る遊漁規則につきましては、遊漁を行う方に対しまして、一定の制限を加えるため、内水面漁場管理委員会に諮問をいたし、御審議をいただいた上で、県が認可を行う手続きとなっております。

今回の漁業権一斉切替えて新たに第５種共同漁業権の免許を受けられる組合から遊漁規則の認可申請があったため、今回、漁業法第１７０条第４項の規定に基づき、遊漁規則の認可につきまして、御審議をいただくものでございます。

詳細は担当から御説明申し上げます。

○水産業振興課 阿部主事

引き続き、私の方から審議事項（２）「遊漁規則の認可について」資料２を用いて説明させていただきます。

１枚めくっていただき、こちらが内水面漁場管理委員会宛ての諮問文書の写しになります。

最初に法律関係から説明させていただきます。資料２にクリップ止めされている「漁業権関係条文の抜粋」という参考資料を御覧ください。漁業法第１７０条第１項において、水産動植物の採捕について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、知事の認可を受けなければならないと定められております。第４項では知事は内水面漁場管理委員会の意見を聴くよう定められていることから本日委員会に諮問させていただきました。続きまして、遊漁規則の内容と認可の基準について簡単に御説明させていただきます。第１７０条第２項で遊漁規則に規定すべき事項が定められておまして、遊漁についての制限の範囲、遊漁料及び納付方法などが規定することとしております。同条第５項では、認可の基準が定まっておまして、ひとつは遊漁を不当に制限するものでないこと、もうひとつは遊漁料が水産動植物の増殖や漁場の管理に要する費用と比較して妥当であることが認可されるための条件となっております。

それでは、各組合から認可申請のありました遊漁規則について資料「遊漁規則の認可について」及び「新旧対照表」に記載しているとおりでございますが、先ほど申し上げた漁業法に基づいて必要事項が記載されているか、遊漁料の値上げをした漁協に関しましては、適正であるかという観点から審査いたしました。

資料２－１、１ページ「遊漁規則の認可についての審査基準適合状況一覧表」を御覧ください。こちらは左から漁業権番号、漁業名称、申請者、そして先ほど説明させていただいた漁業法第１７０条第２項に関係する事項が記載されているかというところで、①遊漁についての制限の範囲、②遊漁料の額及びその納付方法、③遊漁承認証に関する事項、④遊漁に際し守るべき事項、⑤漁業監視員に関する事項、⑥違反者に対する措置に関する事項の６つが全て規則に明記されているかどうかということについて、審査しましたところ、１ページ、２ページ、３ページに記載されている認可申請のあった全ての漁協さんで①から⑥の必要事項が明記されておりましたので○を記載しております。

続きまして、その右隣の2遊漁規則の内容が次の事項に該当していることとしましてこちらは漁業法第170条第5項に関係いたしますが、①遊漁を不当に制限するものではないということで、こちらは遊漁者のみが不当に制限されていないかを審査しております。例えば、内共第3号の志津川淡水漁協さんでは、新たにうなぎの体長制限を追加しておりますが、これらは組合員の規則であります行使規則にも同様に明記されておりますので遊漁者と組合員での不当な制限はないということで○で審査しております。また、○の下に記載していますのは、今回の認可申請で新たに変更があった部分を簡単ではございますが明記しております。次に2ページに移りまして、こちらも全ての漁協さんにつきまして、不当な制限がないということで○で審査をしております。続きまして、3ページの方も全ての漁協さんに不当な制限はないということで○で審査しております。

それでは、1ページに戻りまして、②遊漁料の額、当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比較して妥当なものであることという観点から審査しております。こちらも妥当であると判断した場合は○、変更があった部分につきましては、その下に明記しております。今回遊漁料の値上げを申請してきた漁協さんに関しましては、別紙資料を用いて御説明させていただきます。

続きまして、資料2-2、4ページ及び5ページにつきましては、現行と改正案の遊漁料を記載しております。今回申請のあった漁協さんごとの詳細に記載した一覧表となっております。改正案のところで網掛けがある部分が今回新たに変更あった箇所となっております。

続きまして、資料2-3、6ページを御覧ください。こちらは今回遊漁料の値上げ申請のあった漁協さんごとの直近3か年の遊漁料収入、行使料、放流費及び漁場管理費を記載したものになります。一番左の欄には漁業権番号、漁協名、遊漁料収入と行使料を足したものが放流費及び漁場管理費から差し引いた額が記載されております。一番右の差し引きを御覧になりますと全ての漁協さんでマイナスになっていることが分かります。その表の下段になりますが、今回遊漁料を値上げする漁協さんの行使料、賦課金、申請のあった遊漁料を記載しております。そして、その右隣の値上げした時の遊漁料収入見込み(D)、行使料見込み(E)はそれぞれ概算ではありますが、記載のとおりとなり、(C)の放流費及び漁場管理費から差し引きすると鳴子漁協さんではプラスに転じることができます。また、その他のマイナスの漁協さんでもマイナス幅を短縮することができます。また、他の漁協さんではどのようなになっているかと申し上げますと、資料2-3、7ページ裏面になりますが、どこの漁協さんでも一番右の欄になりますが、差し引きですとマイナスになります。今回値上げする漁協さんは、後ほど説明させていただく資料にも記載しておりますが、近年遊漁券の売上げを伸ばしている漁協さんでございまして、遊漁料の値上げについても、遊漁者への事前の反応としましては概ね良好なものと同っております。今回値上げしなかった漁協さんに関しましては、遊漁料を値上げした際に遊漁者が減るのではないかと危惧している漁協さんも多く、遊漁料値上げは今回しないとのことでした。

続きまして、資料2-4、8ページを御覧ください。こちらは遊漁料を値上げする漁協さんが申請してきた遊漁料は妥当なものであるかということをも算定した資料になります。左から順に漁業権番号、組合名、Aは直近3年平均の遊漁料収入、Bは直近3年平均の増殖経費、Cは組合員と遊漁者の総漁獲数を1とした際の遊漁者の漁獲比、Dは

Cで算出した比率を増殖経費に掛けて遊漁者が負担すべき金額、Eはその負担すべき金額と遊漁料収入の過不足率、Fの物価上昇率は各漁協さんが前回値上げした年の消費者物価指数と今の消費者物価指数を比べた際にどの程度物価が上昇しているか、現在の価値に落とし込んだものとしております。そして、Gの勘案要素は、今回組合員の行使料及び賦課金を上げている漁協さんの負担率を反映しております。そのE、F、Gを調整率Hとして現行の遊漁料のKに乗じまして、Mの改正上限値を定めております。こちらのM欄と各漁協さんから申請のあったL欄を御覧いただきたいのですが、申請遊漁料は改正上限値内ですので、Nの最終遊漁料としましては、申請のありました遊漁料は妥当であるということで判定は全て○と記載しております。

続きまして、資料2-5、9ページを御覧ください。こちらは平成28年から令和4年までの遊漁券の発行状況をまとめさせていただいた資料になりますが、先ほども申し上げましたが、今回遊漁料の値上げ申請のあった漁協さんは近年遊漁券の売り上げが伸びていることがグラフから読み取れます。そのため、増殖に係るコストが値上がりしている状況も踏まえ、値上げ申請があったということでございます。また、資料2-6、10ページは参考として御覧いただきたいのですが、昭和62年から令和4年までの宮城県内全体での遊漁者の推移となっております。年々減少傾向にありましたが、令和2年からはV字回復しております。要因として考えられますのは、コロナ禍によるアウトドア需要も考えられるのですが、その下の遊漁券発行状況で日券が増加しております。令和2年は花山漁協さんの方でワカサギの日券を販売し始めた年でございます、その盛況が大きく影響しているものと思われま

す。続きまして、ダブルクリップ止めされている「組合別遊漁規則新旧対照表」を御覧ください。1枚めくっていただき、目次がありまして、漁業権番号ごとに各漁協さんから申請のあった遊漁規則と現行の改正前の遊漁規則を横並びにしております。変更があった箇所は下線を引いております。また、今回多くの漁協さんの方で遊漁券のオンラインシステムに係る記述などを追加しておりますので後ほど御確認いただきたいと思

います。それでは、資料2-1、1ページに戻りまして、値上げ申請があった漁協さんも含め、妥当であると審査したことから全て○で記載しています。

続きまして、右隣の3遊漁規則認可申請に当たり、組合総会の議決を経ていることも申請書類にて確認しておりますので○ということで審査しております。

そのため、遊漁規則の認可に当たり、全て内容及び基準を満たしているということで遊漁規則について認可する方向で考えております。

最後に今後の流れでございますが、今回内水面漁場管理委員会から答申をいただきましたら、8月末から9月1日の県公報にて免許申請者及び遊漁規則の公示をさせていただきますと考えております。

以上で審議事項(2)「遊漁規則の認可について」の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○小野寺会長

ありがとうございました。

それでは御質問等ございましたら。

もし質問がなければ、県から諮問のあった「遊漁規則の認可について」は、原案どおりで差し支えない旨、答申することということにいたしますがよろしいでしょうか。

○各委員  
異議なし

○小野寺会長  
ありがとうございました。それでは令和5年8月4日付け水振第400号により諮問のあったこのことについて、原案どおり差し支えない旨答申することといたします。  
よろしく願いいたします。

— — — — 審 議 事 項 終 了 — — — —

【協 議 事 項】

○小野寺会長  
次に報告事項に入ります。  
報告事項「うなぎ稚魚漁業許可処分取扱方針について」を上程いたします。これも県から御説明よろしく願いいたします。

○水産業振興課 永木技術主任主査  
協議事項「うなぎ稚魚漁業許可処分取扱方針について」ということで、お手元の資料3を御準備いただきまして、こちらに基づきまして説明させていただきます。

資料3めくっていただきまして1ページを御覧ください。うなぎ稚魚漁業の概要という資料でございます。1のうなぎ稚魚漁業の概要ということで、うなぎ稚魚漁業につきましては、全長13cm以下のうなぎを捕る漁業ということで、こちらの事業については、養殖用の種苗にすることを目的として採捕するものでございます。

2の許可制にかかる経緯というところで、こちら長谷川副部長の挨拶でも少し触れましたけれども、こちらのうなぎ稚魚については、現在、特別採捕許可ということで宮城県漁業協同組合の仙台支所、それから仙南支所（亘理）の2支所に特別採捕許可を発給いたしまして採捕を実施しているところでございます。そのような中で令和2年の12月の漁業法改正によりまして、このうなぎの稚魚につきましては、特定水産動植物に指定されたということで、以降は漁業権若しくは漁業許可あるいは、学術研究のための採捕以外の採捕は禁止となっております。これに伴いまして、本県の漁業調整規則につきましても、改正をした際にうなぎ稚魚漁業を新設いたしました。ただ、現在は附則による経過措置の期間となっておりますので、この経過措置が令和5年の12月1日までということになっておりますので、こちらが終了した12月1日以降から知事許可に基づく操業に移行する必要があるということで、今回許可制への移行に伴いまして、必要となる許可処分取扱方針、それから取扱要領、許可の基準について制定するに当たりまして、委員会に協議をするものとなっております。

3の採捕状況というところで、現在のうなぎ稚魚の特別採捕による採捕の状況なんですけれども、毎年概ね2月20日から4月30日までの期間でうなぎ稚魚の採捕してお



ります。採捕区域につきましては、これも毎年概ねこの区域ということで井土浦、貞山運河、阿武隈川の河口、鳥の海、それから山元町内の各水域で採捕が行われております。採捕従事者ですけれども、下の表のとおり平成25年から令和5年の間の年ごとの採捕従事者数の推移を示しております。年ごとに増減がございますけれども、直近の令和5年の2月から4月ですけれども、こちらに関しましては、213名の方が採捕に従事していらっしゃるということになっております。採捕の数量ですけれども、次のページで説明いたしますけれども、国内のうなぎの採捕量というのは、一貫して減少傾向なんですけれども、一方で宮城県ではここ数年採捕量が増えておりまして、令和2年には448.6kg、そして直近の令和5年だと216kgということで、去年と今年を比べますと前年比225%ということで、豊漁傾向が続いている状況でございます。

2ページを御覧ください。裏面でございますけれども、4のニホンウナギの資源の状況ということで、先ほど触れましたとおり、ニホンウナギに関しては、生態的なところでいいますと、5年から15年、河川や河口域で生活した後、海に下って日本から2,000km離れたマリアナ諸島付近の海域で産卵するということが分かっておりますけれども、依然として生態には不明な点が多いというふうに言われております。シラスウナギの採捕量でございますけれども、右側の図が国内の採捕量の推移で、昭和50年代以降、低水準となっております。さらに減少傾向が続いているという状態でございます。資源の減少要因としては、国の方では海洋環境の変動であるとか親ウナギやシラスウナギの過剰な漁獲、あるいは、生息環境の悪化などが指摘されておりまして、現在、国際的な資源管理あるいは、国内での資源管理にも取組が行われているところでございます。

5の許可の概要でございますけれども、以下、許可処分取扱方針、許可処分取扱要領、許可の基準への記載内容の抜粋となっております。まず、(1)制限措置ということで、許可の内容として定める内容でございますけれども、表を御覧いただきまして、操業区域に関しては前年に許可処分をした操業区域内を基本として毎年公示の際に定めることと記載しております。それから漁業の時期に関しましては、水産庁通達による採捕期間内で公示の際に別途定めるというふうに記載しておりますけれども、水産庁通達に関しましては、毎年水産庁長官から知事宛てに通知がございまして、うなぎの持続的利用のための資源管理の推進というような内容で、毎年の通知でございまして、様々なことが書かれておりますけど、その中で採捕期間について、毎年概ね12月1日から4月30日が採捕期間というふうに書かれておりますので、この通知の採捕期間の範囲内で公示の際に定めることとしたいと考えております。それから許可すべき漁業者の数というところでございましたけれども、こちらについても公示の際に毎年別途定めて公示するというように考えております。現状では先ほど申し上げましたとおり、宮城県漁協さんの仙台支所、それから仙南支所(亙理)の2支所に許可しておりますが、今年もこの2支所ということであれば、ここの数字は2となります。漁業を営む者の資格につきましては、県内に所在する法人格のある団体としておりまして、採捕従事者個人ではなくて漁協さんであるとか、そういった法人格のある団体に許可をするというふうに考えております。(2)許可の対象でございますけれども、こちらにつきましては、(1)の制限措置にある漁業を営む者の資格に加えまして、適正な採捕の管理と密漁防止の観点から、前年までにうなぎの特別採捕許可又はうなぎ稚魚漁業の許可を受けて適正に採捕操

業した実績を有する団体を許可の対象にしたいと考えております。(3)の許可の基準でございますけれども、許可をすべき漁業の漁業者の数として、公示の際に定めた数の公示枠を超える場合には、許可の基準に基づきまして、次に掲げる優先順位に従いまして許可するものを決めるというふうになります。優先順位の1としては、前年まで稚うなぎの特別採捕許可あるいは、知事許可を受けて適正に採捕又は操業し、かつ、実績報告書を提出した実績を有する法人格のある団体。優先順位の2といたしましては、過去に同様に許可を受けて適正に採捕又は操業して実績を出した団体というふうにしております。(4)の許可の有効期間につきましては、1年としております。続きまして、(5)の採捕従事者の規定でございますけれども、こちらに関しては当該漁業許可を受けようとする者につきましては、採捕団体さんにつきましては、許可の申請に当たって採捕従事者について、暴力団等に該当しないなどの適格性を確認した上で県に届けなければいけないとしております。また、採捕従事者の数でございますけれども、こちら原則として前年に許可を受けた範囲内、去年よりも増やさないということ为原则としたいと考えております。ただし、やむを得ない理由等で前年の採捕者を上回る場合は、協議をしていただくということとしたいと考えております。また、採捕従事者に関しましては、前年までに適正に採捕に従事して、かつ、所属団体が実績報告を提出した実績を有する者。また、許可対象となる団体の長が採捕従事者として適当と認める者としております。続きまして、3ページを御覧ください。(6)の許可の条件でございます。許可の条件として、以下に記載した内容について、条件として定めたいと考えております。採捕従事者につきましては、採捕にあたって許可を受けた団体が発行する標識、帽子等と採捕従事者の証明書を携帯すること。それから採捕したうなぎの種苗に関しては、増養殖種苗以外には使用しないこと。それから採捕したうなぎの種苗の販売に対して、県から指示があった場合には、その指示に従うこと。それから漁具ですけれども、定置漁具は禁止であること。それから国内全ての養殖場における池入数量が上限に達してさらに輸出に向けられるシラスウナギの需要量が満たされた場合には、県から採捕の停止について指示がありますので、その指示に従うこと。最後に知事が資源の保護、種苗需給の安定化等の理由により、採捕数量の報告の回数及び期日を求めた場合は、これに従うこと。以上を許可の条件として考えております。

6の令和6年漁期に向けた許可発給までのスケジュールでございますけれども、本日8月8日の本委員会におきまして協議をさせていただきまして、その上で御意見を聞いた上で方針、要領、それから許可の基準について設定したいと考えております。その後、10月に予定されております委員会におきまして許可の申請を受け付けるにあたっての制限措置、こちらの公示に先立ちまして、委員会に諮問して御意見を伺いたいと考えております。11月にはこの制限措置を公示いたしまして、許可の申請受付を開始いたしまして、12月以降に許可発給したいというふうに考えております。

3ページ最後の下の表は御参考としてつけさせていただきました。全国的にも各県で稚うなぎ漁業を行われておりますけれども、他の県でも知事許可への移行というところが進められておりまして、進捗状況というところで記載しております。

5ページ以降は取扱処分方針等の案の本文となっております。内容につきましては、先ほど概要資料で説明したとおりとなりますので、主な項目のみ簡単に説明と御紹介いたします。5ページ目につきましては、取扱処分方針(案)ということで、第1として

趣旨、第2として先ほどの制限措置、第3が許可の対象、第4として使用する漁具の制限について記載しております。第5が採捕従事者、第6につきましては、その採捕従事者の適格性に関する記載、裏面の6ページが第7としてその採捕従事者の適格性に関する誓約書の提出について、それから第8として採捕従事者の選定についての優先順位に関する記載となっております。それから第9として採捕従事者の選定の経過を知事へ報告すること、第10が有効期間、第11として先ほど御紹介いたしました条件、そして第12が許可の申請にあたって提出する書類についての記載となっております。

以下、9ページ、それから10ページに関しては、申請にあたって提出していただく書類の様式となっております。そして11ページが許可処分取扱要領ということで、許可処分取扱方針に定めるもののほか、取扱いについて要領として定める内容として第1に趣旨、第2として処分の機関として、地方振興事務所の方で許可証の交付をいたします。第4として許可の番号の割当方法、第5として採捕の実績報告書の提出に関する記載となっております。うなぎ稚魚に関しましては、国で池入数量の上限が決まっておりますので、旬ごと、10日ごとに県から採捕の実績を報告しております。そのため許可対象の団体から10日ごとに漁獲実績を報告していただくこととなっております。

以下、12ページから13、14、15、16ページまでは実績等の報告の様式となっております。最後に17ページに関しましては、こちらも御紹介いたしましたとおり、うなぎの稚魚漁業の許可の基準ということで、許可公示枠を超えて申請があった場合の優先順位となっております。

説明以上でございます。お願いいたします。

#### ○小野寺会長

県からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御意見、御質問がございましたら、どうぞ。

#### ○菅原元（はじめ）委員

私、養殖業者なもので、ただし、うなぎではありませんけども。3ページの採捕したうなぎの種苗に販売に関して県から指示があった場合は、その指示に従わなければならないという項目がありますが、実際に同業者が宮城県でうなぎの種苗が捕れているというのは知っているわけなんです。ただ、じゃあどういふルートで申請すればそれを購入できるか、どこか決まったルートがあるのか、漁協さんが組合でのそこだけの話なのか、それとも県がこういうふうな販売に関して指示をする部分があるということであれば、何かその購入ルートは申請すれば取れるのか。その辺を教えてもらいたいと思うんですけどもいかがでしょう。

#### ○小野寺会長

どうぞ、お願いします。

#### ○水産業振興課 永木技術主任主査

御質問の件に関しまして販売ルートでございますけれども、一応現状としては特に県が指定する販売ルートとか販売先というものはございません。現在は地元の卸売業者さ

んがおりますので、採捕従事者や漁協さんとの間で取引をされているというのが現状でございます。

○菅原元（はじめ）委員

宮城県の養殖のうなぎというのは正直あまり聞いていませんので、他県に流れているということですよ。ということはどこでもいいのか、それとも決まったルート以外はダメなのかということをも、もし、申請できれば申請したいという要望を聞いたものですから。ただ、宮城県のその採捕業者は2つですね。今ね、組合というのは、そこにどういふ申込みをすればそういう方が獲得とか買えるかというのは、相手さんの問題もあるので、正直、うなぎに関してはあまり良くない状況もあるものですから、その辺は何か関係するもの、申請の仕方とか、何かあれば、宮城県の方でこれだけ捕れているのだったらそれなりのルートで的確な単価で出てくるんじゃないかと思うのですが、どうでしょうか。

○水産業振興課 永木技術主任主査

県といたしましても、販売先に関しまして、全く間に入っていたりということはありません。実際、養殖業者さんに販売されているのは採捕を行っている2支所ではなくてその卸売業者さんになっておりますので、支所なり県の方からその申請をしていただいて、養殖業者さんが購入できるルートを確認するとかという流れにはないというのが現状でございます。

○菅原元（はじめ）委員

問屋さんを教えてもらうこと可能なんですか。そういうのはどうなのでしょう。要するに他の県の方は知りたいんだけど、どこに聞いたらいいか分からないということですよ。だから正規の方なのでその業者は、養殖業者じゃなくて問屋さんですけども、そういう方がちゃんと捕れているのであれば、どうやったらそういうのを教えてもらえるんだろうかと。別に取引の間に入るとかそういうことではなくて、参加できる資格が必要ならばそれだし、それじゃなかったらどういうふうにしたらいいんだか教えてもらえればということなんですけど、雲を掴むような話でどこに言ってもいいか分からないので、そういうのまではわかりますかということなんですよ。どんなものでしょうかね。

○水産業振興課 永木技術主任主査

すみません。県としては把握しておりませんので、どのように卸売業者さんに話を繋いだらよいものかということに関しては、情報を差し上げられるものがないというのが現状でございます。

○水産業振興課 芳賀技術補佐

補足いたしますと、当県のうなぎ稚魚ですが、やはり主に西日本でしたり、関東のうなぎの養殖用種苗として供給されている実態があると同っております。九州の方ですと、うなぎ養殖は水温30度程度のかかなり高い水温で養殖をするということのようですので、なかなかその地の利と言いますか、東北地方での養殖という部分では、元々の環境

面での違いはひとつあるのかなと思います。あとは制度上のお話なのですが、うなぎの養殖なんですけれども、今、許可制のその制度化の方が導入されておりまして、あとはうなぎを養殖するにあたっての事業の配分こちらも国の方から各養殖業者さんが配分を受けて、そのマックスの中でやっているというような部分がありますので、確かに県内で事業を扱う業者さん自体は1社なんですけれども、そこからその養殖用種苗として、うなぎを購入するにしても購入した後の養殖の許可の手続きでしたり、あとはその事業の枠の配分でしたり、そういった部分の事前の調整が必要になってきますので、それは水産庁主体だと思いましたが、制度としては簡単にうなぎ養殖に着業という部分は難しいのかなと思います。あと、その制度の部分で私もうろ覚えの部分がありますので、例えば養殖にかかる許可のことでしたり、枠の配分のことでしたり、そういった情報に関しましては、お時間をいただいて調べて後日、情報提供させていただければと思います。

○菅原元（はじめ）委員

分かりました。あとで教えていただければ結構でございます。

○小野寺会長

よろしいですか。

どうぞお願いします。

○高橋清孝委員

うなぎの稚魚なんですけど、ここ3～4年でかなり多くなっています。温暖化で黒潮の勢いが強くなると、こういう傾向が続く可能性があるんですが、気になったのは、この漁業を営む者の資格というのが県内に所在する法人格のある団体ということになっております。これまでの特採では、漁協以外のそういう法人格の団体というのはあったんでしょうか。

○水産業振興課 永木技術主任主査

これまでの特採では漁業協同組合さんのみとなっております。

○高橋清孝委員

分かりました。

それで（3）許可の基準に優先順位1、2とあります。前年まであるいは過去にということですが、この公示枠に達しない場合は、漁協以外の団体を認める可能性があるということですよ。

○水産業振興課 永木技術主任主査

許可の対象の方でこれまでに特別採捕の許可あるいは、知事許可を受けて採捕を実施した実績を有する団体に限定することとしておりますので、実績を有しない団体に関しましては、許可の対象となっておりませんので、そういう団体が入ってこないというのは今に関してはそうです。

○高橋清孝委員

非常に大事なことだと思います。これからこの漁業が拡大していく中では、漁業関係者以外に捕りたいというところが増えてくると思います。非常にお金になるからです。ここには公示枠を超える場合は許可基準に基づき、優先順位に従えというふうにあります。ですから、公示枠を超えない場合というものがきちんと明確に記載されていないので、この辺を明言する必要があるんじゃないでしょうか。

○水産業振興課 阿部課長

今の状況では、漁協が2団体でそれぞれ200人くらいの従事者、数10人の従事者ということで過去から特別採捕許可ということで県内に団体が、過去では3団体ございましたが、今は2団体になってございます。初めての許可制になりますので、うなぎ稚魚の資源状況というのは、低迷しているというのは全国的な状況にございますので、今のところは2団体限定という形で許可をスタートさせたいと考えてございます。将来的には国の指導もございますが、2団体よりも増やしてもいいような状況になれば、そのときに考えたいと思いますけど、許可制導入につきましては、この2団体限定で対応して行きたいというふうを考えてございます。

○高橋清孝委員

分かりました。ただ、今後、非常に拡大していく可能性があるんですよ。ですから、ここに書いてあるものどおりに周知すると拡大解釈も一般の方に受取られかねないと思うんですね。ですから、この辺は国と協議しながら少し対策考えた方がいいと思います。

○小野寺会長

これ優先順位の解釈の問題で優先順位1に該当しなかったら、優先順位2を適用する優先順位2にも該当していなかったらそれ以外に適用できるということにはならないんですか。

○水産業振興課 阿部課長

表現につきましては、今の御意見を参考に修正が必要な部分であれば検討したいと思います。優先順位1というのが前年までという部分でございます。これは今、実際に許可を持っている団体を対象にということで2団体なのですが、過去にというのは、もう1団体過去にありまして、それが今は申請してない。もし、2団体の片方の団体が申請しなかった場合に、かつてやっていた団体が手を上げた時に優先順位2という部分に表現してございます。なお、規定の仕方につきましては、検討させていただきたいと思えます。

○小野寺会長

うなぎ稚魚の採捕と販売に関しては、不法なことがいっぱいあったというのが経緯なので、こういう基準を設けるといのはすごく最もなことだと私は思うんですね。ずっと国のうなぎが問題になっていた時に不法な採捕と不法な販売があったと、正規ルート

を通さない国の管理に入らないのがあって、ちゃんとした団体にやってもらいたいというのは、非常に重要なことだと思うのでこの優先順位がきちんと適用できるように進んでいけば、実績があるということは、正規にやっているという担保になるわけでそれは大変重要なことで、ずっと以前からうなぎの稚魚は、国でもずっと問題にされてきていたんです。うなぎ養殖業者もそれを問題にしている何とかして欲しいという。つまり、不法に密漁して出回ってしまうというのがかなりの量であったというのが過去の話なのでこれは大事だと思うのですが、高橋委員が言われたように、なんで宮城県だけが急に3年ぐらい捕れるようになったかというのは、もしかするとそういう状況が変わって、例えば、別の河川の河口でもどんどん捕れるようになる可能性があったときに、この優先順位だけを適用するとそこでやりたいって人が出た時にどうするんだという話になってしまうので、気候等の条件で全国では3年ぐらい増えていないんですね。平均すると宮城県だけは増えているのか、何か気候の問題があると採捕する河川とか河口とか地域が変わる可能性もありうるということではないんですか。高橋委員が言おうとしたことは、そうした時にその河川で実績がある人が誰もいないとやれないのかという話なので、それは出た時に考えざるを得ないだろうと思いますけども、その辺のところだろうと思います。ただ、現実の問題が起きているわけではないのですけど。

#### ○水産業振興課 芳賀技術補佐

小野寺寺会長と高橋委員が仰ったことは密漁管理体制で非常に大事なことだと思います。今、現行の2団体も最大200人程度の採捕従事者がおりますが、多いところはグループを作って、連絡体制を作って、監視、採捕従事者が端から見て分かるような標識などをつけて、違反操業と区別できるような体制を整えた上で採捕に当たっていただいております。公示の際にですが、現行は2団体、2地域に許可をしておりますので、申請予定のその2団体に対して、公示枠も2というような形で設定をして、公示枠を超える申請があった場合でも、現行の管理ができていない団体に許可できるような形で運用していきたいと思います。

あとは新たに採捕できるような可能性のある場所が仮に見つかったとしても、そのまま公示枠を3ですとか4ですとか単純に増やすという部分に関しては、慎重に対応せざるを得ないのかなと思います。数年間は、例えば、販売ではない純粋な資源量調査を実施し、管理体制でしたり、継続的な利用、そういった部分も確認した上で密漁でしたり管理の体制が整った上で初めて公示枠を増やすような部分の議論が成り立つのかなと思いますので、その辺に関しましては、有効な資源が増える部分は、有効に活用していきたいという考え方でございますが、それで治安でしたり、密漁者が増えては元も子もありませんので、その辺は慎重に対応していきたいと思います。

#### ○小野寺会長

分かりました。

#### ○高橋清孝委員

私が一番心配しているのは、優先順位が第3とかには株式会社とか有限会社とかあらゆる団体が含まれてしまう可能性があるんですね。ものすごくこの漁業が拡大した場

合は、そういう人たちはどうしても捕りたいとなってしまうと、裁判沙汰にもなる可能性があると思います。ですから、そういうことを未然に防ぐような表現というのが私は必要かなと思ひまして、よろしくお願ひいたします。

○小野寺会長

よろしいですか。

なければ、協議事項「うなぎ稚魚漁業許可処分取扱方針について」はこれまでとします。

— — — — 協 議 事 項 終 了 — — — —

【報 告 事 項 1】

○小野寺会長

次に報告事項に移ります。

報告事項(1)「全国内水面漁場管理委員会連合会令和5年度通常総会について」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 瀧上主事

私の方から「全国内水面漁場管理委員会連合会令和5年度通常総会について」御説明させていただきます。

全国内水面漁場管理委員会連合会の通常総会は4年ぶりに対面での開催となり、5月26日に東京で行われました。1枚おめぐりいただき、概要により説明させていただきます。開会から会長挨拶、来賓祝辞と行われ、毎年通常総会でやっている長期にわたり功績のあった委員、事務局職員への表彰についてというところで当県では該当者おりませんでした。4から5ページの委員一般表彰のとおり、55名の方と事務局表彰1名の方が紹介されました。続いて、議長の選出として新潟県内水面委員会会長の方が選出されました。続いて、各議事につきまして御説明させていただきます。第1号議案、全国内水面漁場管理委員会連合会会則の一部改正についてですが、会則に総会の設立及び議決について明記がなかったので、総会の決議の妥当性を確保するため追記するものということで、総会が過半数でなければ開会できないなどの事項を追加したものになります。続いて、第2号議案、令和4年度の事業報告、収支予算案及び余剰金処分案ということで、事務局より説明され、異議なく承認されました。こちらについては、新型コロナウイルスの感染症の発生状況から令和4年度については、全て書面開催又は中止となっております。そして、令和4年度の預金の方は全額、令和5年度に繰越す旨、事務局より案が示されまして、異議なく承認されました。続いて、第3号議案、令和5年度事業計画案及び収支予算案についてでございます。今年度の事業計画の主な内容といたしましては、基本的に、昨年度同様の事業内容となっております。ただ、多額の繰越金による収入超過を解消するために今年度に関しては負担金を徴収しないものとなり、原案どおり承認されてございます。続いて、裏面に移ります。第4号議案、令和5年度提案書案についてということで、1の外来魚対策について漁業権が設定されていないダムやため池において、管理者に外来駆除や発生の抑制など生態系の保全について積



極的に取組むよう促す事を追加いたしまして、異議なく承認されました。2の魚病対策について、河川内での冷水病原菌の分布を把握するため、環境DNA解析などの技術を用いた手法を確立し、全国河川における調査を実施するよう追加されまして、異議なく承認されました。3の鳥類による食害対策については変わらず、異議なく承認されました。続いて、4の河川湖沼環境の保全及び啓発についてということで4項目追加されまして、1つ目が森林伐採にかかる間伐等の管理徹底及び皆伐地の管理体制の強化と森林保全の適正化を図ることに加え、崩落等によって漁場へ流入した土砂等の除去及び漁場から流出した転石の回復等の基盤整備について対策を講じること。2つ目として、水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤や除草剤等について、国が中心となって自然水域への影響を調査するとともに、その影響を防止する措置を講じること。3つ目として、内水面の多面的な利用と漁業権の適正な行使の両立を図る観点から、ごみの放置や騒音防止など公共の場である河川の利用マナー徹底について、実効性のある対策を講じること。4つ目といたしまして、気候変動が内水面漁業に与える影響について、研究や知見の整理を進め、その適応策について検討を進めることということで、これら4つの事項について追加され、異議なく承認されました。続いて、5の放射性物質による汚染対策について、これまで判明した研究の成果について、対象魚種ごとに取りまとめ、県などと連携して積極的に漁場現場に紹介し、効果的な対応策を早急に検討することを追加、異議なく承認されました。6のうなぎの資源回復についても異議なく承認されました。7の内水面漁場管理委員会制度についても異議なく承認されまして、最終的にはこの他令和4年度から5年度にするなど、数字の部分での変更などが行われます。続いて、その他といたしまして、役員の交代について、資料の34ページのとおり役員の方に変更がありましたので、その部分について事務局より説明されました。

簡単でございますが、以上で御説明の方は終わらせていただきたいと思います。

○小野寺会長

ありがとうございました。

御質問、御意見等ございましたらお願いします。

なければこれで、報告事項(1)「全国内水面漁場管理委員会連合会令和5年度通常総会について」はこれまでといたします。

【報告事項2】

○小野寺会長

続いて、報告事項(2)「第5種共同漁業権の免許条件に係る令和5年増殖事業計画(江合川漁業協同組合)について」を上程いたします。県から説明お願いいたします。

○水産業振興課 永木技術主任主査

内水面の第5種共同漁業権を免許された漁業協同組合さんにつきましては、漁業法の規定によりまして、対象魚種の増殖行為が義務付けられているということで、県の指示する増殖行為を行うことが免許の条件で、毎年、県では漁協さんにヒアリングを行ないまして、意見を聞いた上で増殖事業計画を策定しているところでございます。令和5年の増殖計画につきましては、3月に行われました令和4年度第4回委員会におきまして、

御意見を伺いまして策定したところではあるんですけども、江合川漁業協同組合さんにつきましては、毎年6月に遊漁者も含めた増殖委員会を経て、増殖計画の確定ということになっておりましたので、こちらの江合川漁協さんの増殖計画の部分だけが未定となっております。そのため、決定次第、御報告することとしておりましたので、今回御報告をするということになったものでございます。江合川漁協さんにおきましては、6月に総会を開催いたしまして、増殖計画が確定したということでしたので御報告いたします。

資料5を1枚めくっていただきまして、こちらが江合川漁協さんの昨年の実績と今年の増殖計画となっております。未定だった部分が網掛けR5計画というところ、こちらが未定だったところが確定いたしました。3の資源管理に関する取組の実施状況の(1)の増殖事業計画・実績の網掛けのR5計画を御覧いただきたいんですけども、こちらが放流計画として、令和5年はあゆ150kg、やまめ80kg、それからやまめ発眼卵の1万粒の放流を計画しているところでございます。こちらの数字につきましては、令和4年度計画と同等の数字となっております。いわなにつきましては、今年度も計画していないということです。それから下の(2)の放流事業以外の増殖事業についてということで、うぐいの産卵場の造成というところを計画でございましてけれども、昨年度も計画はしていたものの、河川環境であるとか天候を勘案して未実施となっていたというところで、今年度も三角としておりますけれども、一応計画の方はするものの、同様に河川環境の状況次第では実施するかどうかについては今後判断をするということで、三角としております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○小野寺会長

ありがとうございました。

御質問等ございますか。

例年、江合川漁協は今の時期に出てくるので去年も同じような報告がありました。

なければ、報告事項(2)「第5種共同漁業権の免許条件に係る令和5年増殖事業計画(江合川漁業協同組合)について」はこれまでとします。

— — — — 報 告 事 項 終 了 — — — —

【そ の 他】

○小野寺会長

次に、その他に移ります。県から何かございますか。

○事務局 瀧上主事

その他の資料といたしまして、「令和6年度提案書素案及びアンケート調査の提出について」の資料の方から説明させていただきます。

例年、県の方からこの時期に、東日本ブロック協議会の担当県の方のほうから提案書素案及びアンケートの調査があるものでして、こちらについて、毎年、審議を受けた上で回答していたものになります。今回、その他として挙げさせていただいた理由といた

しまして、そのスケジュールの都合で今年度の提案書素案及びアンケート調査について担当県の方から依頼があった際にこちらから提出するのが締め切りが直前になる可能性があるということで、取上げさせていただきました。まず、そのスケジュールの部分を説明させていただきますと、8月25日に第1回漁場管理対策検討会の方がありまして、こちらの中で令和6年度提案書の基礎となる提案項目案及び提案項目に係る各都道府県の実態把握のためのアンケート調査の内容について協議し、決定がされまして、その後の8月26日から9月上旬頃に決定されました提案書素案及びアンケートの依頼の方が東日本ブロック会議担当県の方から来るものとなっております。こちらの担当県の方に確認したところ、基本的に例年の内容に特に変更はないと思われることで回答を得ておりました。続いて、東日本ブロック会議担当県の方に確認した際には、まだ決定ではないのですが、9月下旬から10月上旬頃に提案書の素案及びアンケートの締め切りが設定されるということで、現状の予定として10月10日に第3回の内水面漁場管理委員会の方を予定しております。こちらに締め切りが間に合う場合は、委員会の中で内容について御審議いただいた上で提出することを考えておりますが、ただ、締め切りに間に合わない場合には、事務局が会長に了承を得た上で提出し、10月の委員会で報告、追加する内容があれば、修正したものを再度提出なり、東日本ブロック会議で配布するなどにより対応ということで現在考えておりました。ただ、その時期自体が近いので東日本ブロック会議担当県に若干時期ずらしてもらおうなど、そのあたり交渉の仕方はあるのかなと思うんですけども、若干まだ8月25日以降に締め切りだったり、提出の期限だったりという部分が決まる部分もあって、流動的な内容だったので、事前に提案書の素案及びアンケートの締め切りについては、会長でしたり各委員さんと相談しながら進めていきたいと思っておりますので、頭出しで説明させていただきました。また、内容決まり次第、流動的ですが、相談しながら進めていければと思います。

資料の後ろに令和4年度のアンケート調査と提案書を添付していたので御確認いただければと思います。

以上になります。

#### ○小野寺会長

東日本ブロック協議会に提出するアンケートの期限の問題なんですけど、例年ですと9月ぐらいに委員会をやって、そこで議論いただいて提出していたんですが、今回は実はその漁業権の問題で9月1日出すためには、事務量からいって今の時期に委員会で漁協の資格を確認しないと間に合わないということで、今回の委員会になって、ここで東日本ブロック協議会の方からは、まだアンケートも届いていないしスケジュールもはっきりしてないので、10月10日の委員会に間に合ったら、委員会で例年どおりアンケートについて御審議いただいて、間に合わなかった場合は、例年どおりのほとんどアンケートは組合から聞いたのをまとめるだけですので、さほど問題があるわけではないのですが、それ以外の意見を付与するあたりも例年と同じようなものだろうと判断しているんですが、それでもし間に合わなかったら、事務局と私の方にお任せいただいてという。ただ、そこでもし、10月の委員会で仮にいろんな意見が出た場合は、11月が本物の東日本ブロック協議会なのでその前の準備作業としてのアンケート調査だったりするわけで、それに間に合うような形で意見があれば、それを持って東日本ブロック協

議会に行けば、意見が届かないとかということは無いので多分問題ないだろうと私は判断して、この事務局案のどちらか、その間に合う場合と間に合わない場合で進めたらどうかと思っているところですが、いかがでしょうか。

○各委員  
異議なし

○小野寺会長  
なければ、そのように進めさせていただきます。

○小野寺会長  
その他になければ、あと最後に事務連絡があればお願いします。

○水産業振興課 高橋総括課長補佐  
事務局から御連絡させていただきます。

次回の委員会の開催日程になります。次回の委員会は10月10日の火曜日を予定しております。場所と時間については、確定次第、連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○小野寺会長  
それでは、本日予定しておりました議題は、全て終了いたしましたので、以上をもちまして、令和5年度第2回内水面漁場管理委員会を終了いたします。皆様ありがとうございました。

— — — — 委 員 会 終 了 — — — —

《議決（決定）事項》

議題

(1) 審議事項

- イ 共同漁業権の免許申請者の適格性について
- ロ 遊漁規則の認可について

(2) 協議事項

- うなぎ稚魚漁業許可処分取扱方針について

(3) 報告事項

- イ 全国内水面漁場管理委員会連合会令和5年度通常総会について
- ロ 第5種共同漁業権の免許条件に係る令和5年増殖事業計画  
(江合川漁業協同組合) について

(4) その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長

小野寺秀也

署名委員

十二村 貴

署名委員

大越和加

書 記

阿部卓真